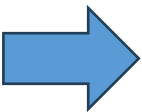


- サイバー対処能力強化法整備法※の施行(令和8年10月1日) によるサイバーセキュリティ基本法の改正に伴い、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定を行う。

※ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 7 年法律第43号）

改正が必要な主な項目

番号	改正後	改正前
①	サイバーセキュリティ基本法第14条見出し （重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保）	サイバーセキュリティ基本法第14条見出し （重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進）
②	（削除）	サイバーセキュリティ基本法第17条 ※サイバーセキュリティ基本法に基づく旧サイバーセキュリティ協議会の規定
③	サイバーセキュリティ基本法第17条～第30条 ※②の改正に伴い、それぞれ1条ずつ繰り上げ	サイバーセキュリティ基本法第18条～第30条の 2
④	（削除）	サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第5号 ※サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務のうち、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整事務
⑤	サイバーセキュリティ基本法第25条第1項第5号 ※②及び④の改正に伴い、1条1号繰り上げ	サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第 6 号



「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」中、「サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第2号」を引用する規定について、所要の改定を行う。

※ このほか、上記「改正が必要な主な項目」を引用等しているサイバーセキュリティ戦略本部決定・本部長決定についても所要の改正を行う。